

中国税務速報

2022年5月18日

1. 財政部 国家税務総局 2022 年第 17 号 増値税の期末繰越税額還付政策の更なる実施に関する公告

公告の主な内容は以下の通りです。

①増値税の期末繰越税額に係る還付政策の実施範囲が拡大されることとなります。「財政部 国家税務総局 増値税の期末繰越税額還付政策の更なる実施に関する公告」（財政部 国家税務総局公告 2022 年第 14 号）に基づき、小規模零細企業に係る増値税期末繰越税額の還付を迅速に取り扱うとともに、納税者が自主的に申告することで、スピーディーに還付が行われることとなります。零細企業や小規模企業のこれまでの繰越税額につき、2022 年 4 月末前と 6 月末前に集中的に還付政策が実施されます。

②中型企業のこれまでの繰越税額については、2022 年第 14 号公告第 2 条第 2 項の「条件に合致する製造業等業界に属する中型企業は、2022 年 7 月度の納税申告期から主管税務機関に対し一括して既存繰越税額の還付を申請することができる」から「条件に合致する製造業等業界に属する中型企業は、2022 年 5 月度の納税申告期間から主管税務機関に対し一括して既存の繰越税額の還付を申請することができる」に変更しています。2022 年 6 月末までに、納税者が自ら申請することで、中型企業のこれまでの繰越税額に関しても集中的に還付されることとなります。

<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n359/c5174689/content.html>

2. 財政部 国家税務総局 2022 年第 18 号 配送サービス事業者の増値税免税に関する公告

①2022 年 5 月 1 日から 2022 年 12 月 31 日まで、居住者に必要不可欠な生活資材の配送サービスの提供に係る収入に関しては、増値税を免税とします。

②免税対象となる配送サービスの具体的な範囲は、「販売サービス、無形資産、不動産に関する解釈指針」（財税〔2016〕36 号）に基づいて決定されます。また本公告は 2022 年 4 月 1 日から施行されます。

<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n359/c5175049/content.html>

3. 国家税務総局等 10 部門 輸出税還付に関する更なる支援について

外国貿易企業の困難を緩和し、輸出入の安定的な発展を促進し、国際ルールに沿った普遍的で公平な輸出税還付政策の効用をより良く発揮していくとともに、様々な面から対外貿易の経営環境を改善することを目的として、税務総局、公安部、財政部等 10 部門は三つの支援政策、七つの促進措置、五つの支援措置を打ち出しました。この内、三つの支援政策は次の通りです。

①輸出信用保険と輸出税還付政策のつながりを強化していきます。具体的には、輸出税還付を申請する輸出業務について、外貨を回収できないことを理由に企業が輸出信用保険の支払を受けた場合には、輸出信用保険の受取金を外貨の回収とみなし、輸出税還付手続を行うことができます（商務部、税務総局、中国銀行保険監督管理委員会がそれぞれの責任分担に基づいて責任を負います）。

②加工貿易に関する輸出税還付政策を改善します。加工貿易企業の発展を支援し、企業の負担をさらに軽減するために、輸出商品の還付税率を一致させるとともに、課税率と還付税率が一致しないなどの原因で多く振り替えられた仕入増値税額について、増値税仕入税額に算入し控除することが可能となります（財政部、税務総局などがそれぞれの責任分担に基づいて責任を負います）。

③出国税還付政策（タックスリファンド政策）を改善します。海外からの旅行者の消費に係る出国税還付制度の適用範囲をさらに拡大し、税還付店の配置を最適化していくとともに、今後より多くの良質な店舗が税還付店になることを推進し、更に大きな効果をもたらすよう図っていきます。

出国税還付を更に便利にすることで、「買い物即時還付」措置を積極的に推進し、海外からの旅行者の中国での観光や買い物による消費を促進し、出国税還付の規範化をより一層目指していきます（財政部、税務総局、税関総署、文化観光部、商務部などがそれぞれの責任分担に基づいて責任を負います）。

<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n377/c5174777/content.html>